

議事日程 (第3号)

平成26年 3月14日 午後1時30分開議

- 日程第 1 第 1 号議案 平成25年度中間市一般会計補正予算 (第4号)
- 日程第 2 第 2 号議案 平成25年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第4号)
- 日程第 3 第 3 号議案 平成25年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第 4 第 4 号議案 平成25年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第 5 第 5 号議案 平成25年度中間市病院事業会計補正予算 (第1号)
(日程第1～日程第5 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 6 第 6 号議案 中間市手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第 7 号議案 中間市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第 8 号議案 中間市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例
(日程第6～日程第8 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 9 第 9 号議案 中間市デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例
(日程第9 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 第10号議案 中間市総合計画策定審議会条例
- 日程第11 第11号議案 中間市債権管理条例
- 日程第12 第12号議案 中間市消防長及び消防署長の資格を定める条例
(日程第10～日程第12 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第13 第13号議案 財産の処分について
(日程第13 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第14 第14号議案 中間市道路線の認定について
(日程第14 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第15 第15号議案 平成26年度中間市一般会計予算
- 日程第16 第16号議案 平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業予算
- 日程第17 第17号議案 平成26年度中間市住宅新築資金等特別会計予算

- 日程第18 第18号議案 平成26年度中間市地域下水道事業特別会計予算
 日程第19 第19号議案 平成26年度中間市公共下水道事業特別会計予算
 日程第20 第20号議案 平成26年度中間市公共用地先行取得特別会計予算
 日程第21 第21号議案 平成26年度中間市介護保険事業特別会計予算
 日程第22 第22号議案 平成26年度中間市後期高齢者医療特別会計予算
 日程第23 第23号議案 平成26年度中間市水道事業会計予算
 日程第24 第24号議案 平成26年度中間市病院事業会計予算
 (日程第15～日程第24 質疑・委員会付託)
 日程第25 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 堀田 英雄君 | 2番 植本 種實君 |
| 3番 田口 善大君 | 4番 小林 信一君 |
| 5番 宮下 寛君 | 6番 青木 孝子君 |
| 7番 田口 澄雄君 | 8番 掛田るみ子君 |
| 9番 草場 満彦君 | 10番 中尾 淳子君 |
| 11番 山本 慎悟君 | 12番 佐々木晴一君 |
| 13番 安田 明美君 | 14番 中野 勝寛君 |
| 15番 原田 隆博君 | 16番 下川 俊秀君 |
| 18番 片岡 誠二君 | 19番 米満 一彦君 |

欠席議員 (1名)

17番 井上 太一君

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

| | |
|------------------|-------------------|
| 市長 …………… 松下 俊男君 | 副市長 …………… 行徳 幸弘君 |
| 教育長 …………… 増田 俊明君 | 総務部長 …………… 白尾 啓介君 |
| 市民部長 …………… 高橋 洋君 | 保健福祉部長 …… 白橋 宏君 |
| 建設産業部長 …… 後藤 哲治君 | 教育部長 …………… 松尾 壮吾君 |
| 上下水道局長 …… 永野 博之君 | 市立病院事務長 …… 三島 秀信君 |

| | | | | | |
|------------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 消防長 | …………… | 安田光太郎君 | 総務課長 | …………… | 園田 孝君 |
| 企画政策課長 | …………… | 藤崎 幹彦君 | 財政課長 | …………… | 田代 謙介君 |
| 人権男女共同参画課長 | …………… | | | | 蛙田 由美君 |
| 介護保険課長 | …………… | 小南 敏夫君 | 健康増進課長 | …………… | 濱田 孝弘君 |
| 土木管理課長 | …………… | 藤田 晃君 | 下水道課長 | …………… | 中嶋 秀喜君 |
| 営業課長 | …………… | 久野 裕彦君 | 生涯学習課長 | …………… | 安永日出男君 |
| 市立病院課長 | …………… | 芳野 文昭君 | | | |
| 消防本部総務課長 | …………… | | | | 新垣 賢司君 |
| 予防課長 | …………… | 嶋津 淳一君 | | | |

事務局出席職員職氏名

| | | | |
|------|--------|-----|--------|
| 事務局長 | 小田 清人君 | 次 長 | 西村 拓生君 |
| 書記 | 岡 和訓君 | 書記 | 熊谷 浩二君 |

議案の委員会付託表

平成26年3月14日

第1回中間市議会定例会

| 議案番号 | 件名 | 付託委員会 |
|--------|-------------------------|-------|
| 第15号議案 | 平成26年度中間市一般会計予算 | 別表3 |
| 第16号議案 | 平成26年度中間市特別会計国民健康保険事業予算 | 市民厚生 |
| 第17号議案 | 平成26年度中間市住宅新築資金等特別会計予算 | |
| 第18号議案 | 平成26年度中間市地域下水道事業特別会計予算 | 産業消防 |
| 第19号議案 | 平成26年度中間市公共下水道事業特別会計予算 | |
| 第20号議案 | 平成26年度中間市公共用地先行取得特別会計予算 | 総合政策 |
| 第21号議案 | 平成26年度中間市介護保険事業特別会計予算 | 市民厚生 |
| 第22号議案 | 平成26年度中間市後期高齢者医療特別会計予算 | |
| 第23号議案 | 平成26年度中間市水道事業会計予算 | 産業消防 |
| 第24号議案 | 平成26年度中間市病院事業会計予算 | 市民厚生 |

別表 3

平成26年度中間市一般会計予算

| 条 | 付 託 事 項 | 付託委員会 |
|-------|--------------|-------|
| 第 1 条 | 第 1 表 歳入歳出予算 | 別表 4 |
| 第 2 条 | 第 2 表 債務負担行為 | 各委員会 |
| 第 3 条 | 第 3 表 地 方 債 | 総合政策 |
| 第 4 条 | 一 時 借 入 金 | |
| 第 5 条 | 歳出予算の流用 | |

別表 4

歳 入

| 款 別 | 款 別 | 付託委員会 |
|-----|----------|-------|
| 全 款 | 各所管に係るもの | 各委員会 |

歳 出

| 款別 | 款 名 | 項 目 | 付託委員会 |
|----|--------|-----------------------------------|-------|
| 1 | 議 会 費 | 全 項 | 総合政策 |
| 2 | 総 務 費 | 全 項 (他の所管に係る分を除く) | |
| | | 1項5目の一部、1項8目の一部、1項10目の一部 | |
| | | 1項1目・10目の一部、2項1目の一部・2目、3項1目の一部・2目 | 市民厚生 |
| 3 | 民 生 費 | 全 項 (他の所管に係る分を除く) | 総合政策 |
| | | 1項1・3目の一部、1項13目、2項1・4目の一部、3項1目の一部 | |
| 4 | 衛 生 費 | 全 項 (他の所管に係る分を除く) | 市民厚生 |
| | | 1項1目の一部、2項1目の一部、3項1目 | 総合政策 |
| | | 1項3目の一部 | 産業消防 |
| 5 | 労 動 費 | 全 項 (他の所管に係る分を除く) | 市民厚生 |
| | | 1項1目 | |
| 6 | 農林水産業費 | 全 項 (1項2・4目の一部は総合政策) | 産業消防 |
| 7 | 商 工 費 | 全 項 (1項1・3目・4目の一部は総合政策) | |
| 8 | 土 木 費 | 全 項 (他の所管に係る分を除く) | 総合政策 |
| | | 1項1目の一部、2項3目の一部、4項1・2目の一部、5項1目の一部 | |
| 9 | 消 防 費 | 全 項 (1項1目の一部・4目は総合政策) | 産業消防 |
| 10 | 教 育 費 | 全 項 | 総合政策 |
| 11 | 災害復旧費 | 全 項 | 産業消防 |
| 12 | 公 債 費 | 全 項 | 総合政策 |
| 13 | 予 備 費 | 全 項 | |

午後 1 時28分開議

○議長（堀田 英雄君）

皆さん、こんにちは。ただいままでの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 第1号議案

日程第2. 第2号議案

日程第3. 第3号議案

日程第4. 第4号議案

日程第5. 第5号議案

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第1、第1号議案から日程第5、第5号議案までの平成25年度各会計補正予算5件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案のうち、総合政策委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正予算は、国において「好循環実現のための経済対策」に基づく補正予算が編成されたことを受け、後年度に交付税措置のある有利な補正予算債を最大限活用するため、平成26年度執行予定である道路、公園等のインフラ整備事業を前倒し計上したものが中心となっており、歳入歳出それぞれ3億9,530万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ172億4,471万9,000円とするものであります。

歳出の主なものは、まず総務費においては、災害時に災害対策本部の拠点となる市庁舎本館の耐震診断委託料に1,000万円、メーカーのサポートが終了する事務用パソコンの更新に400万円がそれぞれ計上されております。

教育費においては、地域交流センターを拠点として実施される垣生の魅力再発見事業に50万円、なかまハーモニーホール音響設備・空調等の修繕経費として210万円がそれぞれ計上されております。

歳入の主なものとしては、国の1次補正によって地方交付税が増額されたことに伴い、普通交付税が530万円増額されております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であり

ます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長（安田 明美君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案のうち、市民厚生委員会に付託されました所管部分並びに第2号議案、第3号議案、第4号議案、第5号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

初めに、第1号議案一般会計補正予算につきまして申し上げます。

歳出の主なものは、民生費の社会福祉費では、老人福祉費として、後期高齢者医療療養給付費負担金3,880万円、介護施設開設準備等特別対策事業費補助金1,300万円が減額され、児童福祉費では、児童福祉総務費として、子ども・子育て支援新制度電子システム構築委託料1,610万円が増額され、児童措置費として、児童福祉施設入所扶助費1,000万円、児童手当に要する扶助費1億80万円、児童扶養手当に要する扶助費1,640万円が減額されております。また、生活保護費の扶助費では、医療扶助費6,840万円、生活扶助費5,090万円、住宅扶助費1,950万円、介護扶助費820万円が減額されております。

次に、第2号議案特別会計国民健康保険事業補正予算につきまして申し上げます。

歳出の主なものは、保険給付費では、一般被保険者療養給付費1億1,180万円、退職被保険者等療養給付費9,850万円が減額され、国民健康保険診療施設であります中間市立病院に対する直営診療施設繰入金が増額したことに伴い、5,500万円が増額されております。

歳入では、国民健康保険税3,010万円、国庫補助金5,280万円が増額され、退職被保険者等療養給付費の減額に伴い療養給付費交付金9,850万円、繰入金の確定に伴い一般会計繰入金950万円、歳入欠かん補填収入8,760万円が減額されております。

歳入歳出それぞれ1億4,979万円を減額し、予算の総額は72億9,973万円となっております。

次に、第3号議案介護保険事業特別会計補正予算について申し上げます。

保険事業勘定の歳出の主なものは、総務費では、一般管理費として介護保険事業システム改修委託料150万円が増額され、認定調査等事務に要する経費として手数料100万円が減額されております。

また、地域支援事業費では、任意事業費として委託料及び扶助費310万円が減額され、決算調整のための基金積立金2,000万円が増額されております。

歳入の主なものは、介護保険料として第1号被保険者保険料650万円、繰越金1,070万円が増額され、繰入金100万円が減額されております。

歳入歳出それぞれ1,520万円を増額し、予算の総額は44億552万円となっております。

次に、第4号議案後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金140万円が減額されております。

歳入では、後期高齢者医療保険料1,630万円が減額され、繰越金1,520万円が増額されております。

歳入歳出それぞれ140万円を減額し、予算の総額は7億2,602万円となっております。

次に、第5号議案病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

収益的収支の収入では、病院事業収益の医業収益において、入院患者数の減少などに伴い、5,300万円が減額されております。

また、医業外収益では、1,230万円が増額されております。これは、特別会計国民健康保険事業からの負担金として、国民健康保険直営診療施設で開催される健康教室などに対する国の補助金です。

支出では、病院事業費の医業費用では、給与費3,000万円、薬品等の材料費1,680万円が減額されております。

また、資本的収入の収入では、7万5,000円の減額となっております。これは、ボーダリングシステム及び医療器購入に伴う国からの国民健康保険診療施設に対する補助4,262万5,000円が決定したことにより、固定資産整備企業債4,270万円を減額したことによるものです。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第1号議案は賛成多数で、第2号議案、第3号議案、第4号議案及び第5号議案は全員賛成で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、原田隆博産業消防委員長。

○産業消防委員長（原田 隆博君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第1号議案平成25年度中間市一般会計補正予算（第4号）のうち、産業消防委員会に付託されました所管部分について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳入では、国の補正予算により、前倒し事業に伴う社会資本整備総合交付金として4,190万円が計上されております。

歳出の主なものは、土木費の道路新設改良費では、御座ノ瀬1号線道路改良事業として

3,790万円、道路ストック総点検委託料として2,150万円が計上されております。

公園費では、都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業として2,720万円が計上されております。

住宅建設改良費では、耐震対策として土手ノ内団地エレベーター安全装置取付業務に140万円、岩瀬南第2団地の外壁改修工事として1,110万円、浄花町公営住宅の屋上防水改修工事として840万円が計上されております。

また、消防費では、中尾地区の耐震性貯水槽設置事業として1,030万円、消防指令センターの通信機器等を高機能化するための高機能消防指令センター整備事業として1億7,060万円、現在アナログ方式で運用している消防救急無線をデジタル化するための消防救急無線デジタル化事業として2億5,810万円が計上されております。

討論において、委員から、「急ぐ必要のない御座ノ瀬1号線道路改良事業に予算を使うのではなく、社会保障等に回すべきである」との意見がありました。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、第1号議案は賛成多数で、原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん、どうぞ。

○議員（6番 青木 孝子君）

第1号議案平成25年度中間市一般会計補正予算について、日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論いたします。

3款民生費3項生活保護費20節扶助費を1億5,670万5,000円減額計上していますが、そのうち、昨年8月の生活保護基準引き下げによる減額は約2,700万円ということです。

政府は生活保護基準の引き下げの理由として、生活扶助費が低所得世帯の生活を上回るケースがあるとしていますが、比較対象となった低所得世帯は生活保護基準を下回るか、基準ぎりぎりの生活であるにもかかわらず、生活保護を受給できずにいる世帯でもあります。本来、生活保護基準以下にある世帯や生活保護受給世帯と同じ水準の実態にある住民が制度の外に放置されていることこそ問題ではないでしょうか。

生活保護は「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を国民に保障し、その責任を憲法25条として政府に課したものです。「最低限度の生活」を政府の思惑で低下させる

ことなど許されるものではありません。

しかも、生活保護基準の引き下げは、生活保護受給者だけにとどまらず、労働者の最低賃金や住民税、保育料、国民健康保険税、介護保険料の負担増になるなど、高齢者や子育て世帯にも影響が及びます。

次に、8款土木費2項道路橋りょう費、御座ノ瀬1号線道路改良事業に要する経費として3,793万8,000円計上されていますが、急ぐ必要のない道路改良事業であり、社会保障などを優先すべきです。

以上、反対討論を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより第1号議案から第5号議案までの補正予算5件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第1号議案平成25年度中間市一般会計補正予算（第4号）を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立をお願いします。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案平成25年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算（第4号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第3号議案平成25年度中間市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第3号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第4号議案平成25年度中間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第5号議案平成25年度中間市病院事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第5号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第6. 第6号議案

日程第7. 第7号議案

日程第8. 第8号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第6、第6号議案から日程第8、第8号議案までの条例改正3件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第8号議案中間市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例改正は、社会教育法の改正に伴い、社会教育委員の委嘱に際し、委員の満たすべき基準を「学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者」と規定することにより、より一層、幅広い分野から委嘱できるようにするものであります。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、原田隆博産業消防委員長。

○産業消防委員長（原田 隆博君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第6号議案及び第7号議案につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第6号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の条例改正は、消費税及び地方消費税の引き上げ等により、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が公布され、手数料の額の標準が見直されたことに伴うものであります。

改正の内容としましては、消防法に基づく危険物施設の審査・検査に関する手数料で、製造所等の設置許可、完成検査前検査及び保安検査に係る手数料の額を引き上げるものです。

なお、施行日は、平成26年4月1日となっております。

討論において、委員から、「今回の改正は、消費税の引き上げに伴う増額であるから反対します」との意見がありました。

次に、第7号議案中間市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして申し上げます。

今回の条例改正は、公平かつ公正な市民負担の確保及び債権の管理の適正化を推進するため、中間市債権管理条例と整合性を図るため改正するものです。

改正の主な内容としましては、道路占用料を納付期限までに納付しない者に対して督促状を発送すること及び督促手数料を徴収すること。また、督促状を発送しても納付しない者に対して、延滞金を徴収すること及び延滞金の率について定めるものであります。

なお、施行日は、平成26年4月1日となっておりますが、督促手数料及び延滞金の徴収、減免については、市民に対しての周知期間を考慮し、平成27年4月1日から施行することとなっております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、第6号議案は賛成多数、第7号議案は全員賛成で、原案のとおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありませんか。宮下寛君。

○議員（5番 宮下 寛君）

第6号議案についての討論を行います。

この中間市手数料条例については、消費税の引き上げに伴う手数料の増額ということがあります。我が党は、国民並びに市民に対して大きな犠牲を伴う消費税の増税については反対をしております。

また、この6号議案に伴う条例についての対象物は、この中間市には現在のところ存在しないということではあるんですが、消費税そのものについての反対ということから、この手数料条例、増税については賛成できないということで討論を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより第6号議案から第8号議案までの条例改正3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第6号議案中間市手数料条例の一部を改正する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案中間市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第7号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第8号議案中間市社会教育委員の定数及び任期に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、第8号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第9. 第9号議案

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第9、第9号議案中間市デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例を議題とし、市民厚生委員長の報告を求めます。安田明美市民厚生委員長。

○市民厚生委員長(安田 明美君)

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第9号議案中間市デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例につきまして審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

今回の条例廃止の内容は、平成8年に開設された、現在、指定管理者制度により運営されている中間市松ヶ岡デイサービスセンターを民間事業者へ有償譲渡することに伴い、行政財産である当該施設を普通財産とするものです。

理由といたしましては、開設当時には2施設しかなかったデイサービスセンターは、現在では28施設と充足しており、本市の「指定管理者制度の運用方針」においても民間施設と競合する場合は廃止などを含め検討することとなっていることから、指定管理者選定委員会において、一般公募により公売することが決定されたものです。

なお、施行日は、平成26年4月1日となっております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきであると決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長(堀田 英雄君)

これにより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。青木孝子さん。

○議員(6番 青木 孝子君)

第9号議案中間市デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例、また、まだ提案されておられませんけれども、第13号議案財産の処分について、この二つの議案は関連がありますので、一括して日本共産党市議団を代表いたしまして反対討論いた

します。

第9号議案は、指定管理者制度のもとにあった中間市デイサービスセンター（松ヶ岡デイサービスセンター）を民間の有限会社コスモケアに売買するために、条例を廃止するための条例です。

2003年に「指定管理者制度」が導入され、「官から民へ」の路線に基づいて公の施設の管理運営を自治体や自治体が出資する財団法人や社会福祉法人などに限るとしていたものを、民間営利会社を含む「指定管理者」にさせることができるようになりました。日本共産党はこれまで、「公の施設」を営利目的にする民間企業に委託して、自治体の責任が果たせるのかと指摘をしてきました。

こうした中で、指定管理者は年度終了時に事業報告書（実施状況、利用状況、管理費収支状況など）を作成し、自治体に提出することになっているので、少なからず行政としてチェック機能を果たせました。

ところが、施設が民間に売買されると、施設運営や管理の実態、利用者の意向など全く把握できなくなります。

今、介護保険制度が次々改悪され、要支援1、2の高齢者は介護保険から外し、自治体任せの地域支援事業に移されようとする中、公の施設である中間市デイサービスの役割は大きいものであります。中間市デイサービスは地方自治法にのっとり「住民の福祉を増進する目的を持ってその利用に供するための施設」として、民間に売買するのではなく、中間市の公の施設として継続すべきです。

以上、二つの議案の反対討論を終わります。

以上です。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより、第9号議案中間市デイサービスセンター設置及び管理に関する条例を廃止する条例を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 第10号議案

日程第 11. 第 11 号議案

日程第 12. 第 12 号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第 10、第 10 号議案から日程第 12、第 12 号議案までの条例 3 件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

まず、下川俊秀総合政策委員長。

○総合政策委員長（下川 俊秀君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第 10 号議案及び第 11 号議案について審査を行いましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、第 10 号議案中間市総合計画策定審議会条例について申し上げます。

総合計画は、行政運営の基本構想を定め、行政の計画的かつ総合的な運営を図っていくための最も重要な計画であります。平成 23 年の地方自治法改正によって、法による策定義務がなくなり、各自治体が独自の判断によって計画を定めることになりました。このことから、平成 28 年度の第 5 次総合計画策定を見据え、学識経験者を含めた市民各層からより広く、より多くの意見を取り入れるための審議機関として、総合計画策定審議会を設置することにつき、必要な事項を定めるものであります。

なお、第 5 次総合計画は、平成 26 年度から 2 年間にわたり、策定審議会での審議やワークショップ、パブリックコメント等を実施し、平成 28 年 3 月までに策定する予定とのことであります。

次に、第 11 号議案中間市債権管理条例について申し上げます。

この条例は、財政の健全化及び市民負担の公平性の確保を図るため、債権管理の適正化に向けて全庁的に取り組んでいくために、市の債権の管理及び整理回収に関する事務処理について、統一的な処理基準その他必要な事項を定めることを目的としています。

主な内容としては、税外収入金の督促手数料や延滞金の徴収、滞納者情報の相互利用等について規定しております。また、適切な債権管理に取り組む中で、やむを得ず私債権の放棄をしたときには、議会に報告することが定められております。

なお、条例改正の施行日は平成 26 年 4 月 1 日からであります。督促手数料及び延滞金の徴収等に関する部分については、市民に対する周知期間を考慮し、平成 27 年 4 月 1 日から施行となっております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、それぞれ採決いたしました結果、いずれも全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

次に、原田隆博産業消防委員長。

○産業消防委員長（原田 隆博君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第12号議案中間市消防長及び消防署長の資格を定める条例につきまして審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

今回の条例制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、消防組織法が改正されることに伴い、消防長及び消防署長の資格に関する基準を新たに条例で定めなければならないことから制定されるものです。

条例の内容としましては、昨年9月6日に公布されました市町村の消防長及び消防署長の資格に関する基準を定める政令を参酌した上で、中間市消防長及び消防署長の資格について定めるものです。

また、中間市の実情を考慮し消防長の資格については、「消防職員として消防事務に従事した者で、課長の職と同等以上と認められる職に2年以上あったもので、消防長として必要な知識及び経験を有すると認められるもの」という要件を追加しております。

なお、施行日は、平成26年4月1日となっております。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対して、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

第11号議案中間市債権管理条例について意見を申し述べます。

債権管理に対するこのような条例の制定については、その必要性を認めますが、問題はその運用にあると思います。

困難ケースに限って収納課に集中して処理を行わせるようですが、もともと収納課は、自力執行権を背景とした、税及びそれに準じる賦課に対する徴収業務を主としていた部門であります。このような形で、裁判所等の関与を有する債権まで対応するととなると、肝心の税に対する対応力に弱体化が起こるおそれがあります。

また、滞納処分についても、ことし1月24日付の総務省の文書によると、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適切な執行に努めるよう指示をしています。そ

の辺の指摘も踏まえて、滞納者の生活を著しく窮迫させないような対応を求めるところであります。

条例の運用については、柔軟性と臨機応変な対応を求めて、意見を付しての賛成といたします。

以上であります。

○議長（堀田 英雄君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

これにて討論を終結いたします。

これより第10号議案から第12号議案までの条例3件を順次採決いたします。

議題のうち、まず第10号議案中間市総合計画策定審議会条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第10号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第11号議案中間市債権管理条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第11号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に、第12号議案中間市消防長及び消防署長の資格を定める条例を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第12号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第13. 第13号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第13、第13号議案財産の処分についてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。原田隆博産業消防委員長。

○産業消防委員長（原田 隆博君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第13号議案財産の処分についての審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

今回、処分する財産は、中間市松ケ岡デイサービスセンターの土地及び建物であります。中間市松ケ岡2685番31に所在し、土地の面積は1,197.04平方メートル、建物の床面積は470.62平方メートルであります。

この土地及び建物について、平成26年2月4日に一般競争入札を行った結果、有限会社コスモケアが5,383万9,200円で落札し、同社と平成26年2月18日付で土地建物売買仮契約がなされております。

討論において、委員から、「住民に対して社会保障のサービスを行っている財産を民間に譲り渡すべきではない」との意見がありました。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより第13号議案財産の処分についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立）

○議長（堀田 英雄君）

起立多数であります。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

日程第14. 第14号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第14、第14号議案中間市道路線の認定についてを議題とし、産業消防委員長の報告を求めます。原田隆博産業消防委員長。

○産業消防委員長（原田 隆博君）

ご指名によりまして、ただいま議題となっております第14号議案中間市道路線の認定についての審査を行いましたので、その概要と結果についてご報告申し上げます。

今回、認定の議決を得るために提案されております路線は、通谷団地185号線及び通谷団地186号線の2路線であります。

まず、通谷団地185号線については、当該地区の開発行為に伴い帰属を受けたため認定するものであります。

次に、通谷団地186号線については、従来より当該地区住民の生活道路として利用されているため認定するものであります。

以上が当委員会に付託されました議案の概要であります。

最後に、採決いたしました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきと決した次第であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、委員長の報告を終わります。

○議長（堀田 英雄君）

これより質疑に入ります。ただいまの委員長の報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより第14号議案を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認めます。よって、第14号議案は委員長の報告のとおり可決することに決しました。

日程第15. 第15号議案

日程第16. 第16号議案

日程第17. 第17号議案

日程第18. 第18号議案

日程第19. 第19号議案

日程第20. 第20号議案

日程第21. 第21号議案

日程第22. 第22号議案

日程第23. 第23号議案

日程第24. 第24号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第15、第15号議案から日程第24、第24号議案までの平成26年度各会計予算10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております平成26年度各会計予算10件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第25. 会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第25、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において草場満彦君及び佐々木晴一君を指名いたします。

○議長（堀田 英雄君）

以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて散会いたします。

午後2時12分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 草 場 満 彦

議 員 佐々木 晴 一